

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部改正骨子（案）について

1 改正の背景

地区計画制度は、一体的に整備・保全を図る必要がある地区について、地区内の道路、公園等の整備や建築等に関し必要な事項を定め、開発や建築行為を、その地区の特性にふさわしい良好なまちづくりに誘導する制度です。

しかし、地区計画において建築物等の制限を定めただけでは、強制力のない指導・勧告が限度となります。本市では、地区計画の実効性を担保し強制力を持たせるため、平成 19 年 3 月に小田原市地区計画形態意匠条例を施行し、規制・誘導を行っています。

この度、県西部地域の漁業拠点、水産物の生産流通拠点、都市住民との交流拠点等としての発展を目指すため計画的に整備される小田原漁港地区について、土地利用を適正に誘導して自然環境と調和した良好な環境を創造するため、新たに小田原漁港地区地区計画を定め、形態意匠に関する制限を設けるため同条例を改正し、適用区域に小田原漁港地区を追加します。これに伴い、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのない小規模な建築物等については適用除外とすることから、同条例施行規則を改正し適用除外となる小規模な建築物等の地区計画区域の区分に新たに小田原漁港地区地区計画区域を追加するとともに、適用除外となる建築物等を規定するものです。

2 改正内容

地区計画区域の区分に、小田原漁港地区地区計画区域を追加し、次の小規模な建築物等を適用除外とします。（第10条関係）

- (1) 道路（高さが1.5メートル未満の道路の附属物を含む。）
- (2) 電気事業、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、放送事業、有線テレビジョン放送業務その他これらに類する事業の用に供する空中線系（その支持物を除く。）
- (3) 公園、学校等におけるぶらんこ、滑り台、鉄棒その他これらに類する施設
- (4) 防犯灯

3 施行年月日

小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例の施行の日（平成28年12月中旬予定）